

## 各支援の内容

岡山県内の事業所・施設は県障害福祉課のホームページから確認が可能です。  
詳しくは20ページをご覧ください。

### 子どもの育ちの支援(通所系・訪問系)

#### 児童発達支援

事業所等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### 医療型 児童発達支援 (経過的サービス)

児童発達支援と併せて、治療（理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援）を行います。上肢、下肢又は体幹の機能に障害がある児童が対象です。

※ 令和6年度から福祉型に一元化（ただし、令和9年3月末までは、旧基準に基づく支援を行うことが可能です。）

#### 放課後等 デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通わせて、生活能力向上のための訓練や、社会との交流体験などを行います。

※ 就学中の児童（幼稚園、大学は除く。）が対象

#### 居宅訪問型 児童発達支援

重度の障害などにより、外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 保育所等 訪問支援

児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

※ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う児童又は乳児院、児童養護施設に入所する児童が対象



## 子どもの育ちの支援(入所系)

福祉型障害児  
入所施設 ※

施設に入所しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

医療型障害児  
入所施設 ※

施設に入所又は指定医療機関に入院しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

※例外的に、20歳まで利用が可能



## 日常生活を送る上での身の回り支援(訪問系)

### 居宅介護

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、食事などの介助（身体介護）や調理、洗濯、掃除などのお手伝い（家事援助）、病院などへの付き添いを行います。

### ☆重度訪問介護

ヘルパーが自宅に長時間滞在し、見守りとともに、身体介護や家事援助、外出時の移動支援などを行います。重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある、常時介護を要する方が対象です。

※ 平成30年4月1日より、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の方は、入院中の医療機関においても、意思疎通支援等を受けることができるようになりました。

### 同行援護

視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行います。

### 行動援護

知的障害や精神障害等により、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するため、必要な支援や付き添いなどを行います。

### 重度障害者等 包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。  
(※岡山県内に事業所はありません。)

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



# 日中の通所支援

## ☆生活介護

昼間、事業所等において、入浴や食事などの介護を行いながら、創作的活動や生産活動の機会を提供します。常時介護を要する方が対象です。

## ☆自立訓練 (機能／生活)

事業所等や自宅などにおいて、自立した生活ができるよう、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

※ 平成30年4月1日より機能訓練、生活訓練ともに障害の区別なく利用可能となりました。

## ☆就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、求職活動の支援を行います。

## ☆就労継続支援 (A型／B型)

現時点では一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供しながら、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- A型…原則、施設と雇用契約を結びます。
- B型…雇用契約を結びません。

## ☆就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

## ☆就労選択支援

就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



## 入所やグループホームなどの生活支援

### 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護している人が病気のときなどに、短期間、施設に入所していただき、身体介護など必要な支援を行います。

### ☆施設入所支援

障害者支援施設に入所して生活する方に対し、主に夜間、入浴や食事などの介護、生活に関する相談・助言など、日常生活上必要な支援を行います。

※ 扱間は、同じ施設の中で、生活介護や自立訓練などのサービスを利用することになります。



### ☆療養介護

長期入院による医療的ケアと併せて常時介護を必要とする方に対し、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。

### ☆自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

### ☆共同生活援助 (グループホーム)

共同生活用の住宅（グループホーム）で生活する方に対し、主に夜間、世話人や生活支援員が、相談や日常生活上の支援を行います。介護の必要性が認定されている方に対しては、介護の支援も行います。



☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



# 地域で安心して暮らすための相談支援

## 障害児相談支援

※3ページの**ピンク色**のサービスを利用するとき

### 障害児支援利用援助

＝ 障害児支援利用計画（案を含む。）を作成します。

### 継続障害児支援利用援助

＝ 支援の実施状況の確認や支援内容の見直し等（モニタリング）を行います。

## 計画相談支援

※3～4ページの**青色**のサービスを利用するとき

### サービス利用支援

＝ サービス等利用計画（案を含む。）を作成します。

### 継続サービス利用支援

＝ 支援の実施状況の確認や支援内容の見直し等（モニタリング）を行います。



## ☆地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する方に対し、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行、関係機関との調整などの支援を行います。

## ☆地域定着支援

自宅で単身生活をしている方などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



## 市町村ごとに地域の実情にあわせて実施する事業(市町村地域生活支援事業)



市町村地域生活支援事業については、事業内容や利用条件などが市町村によってそれぞれ異なります。詳しくは、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口へお尋ねください。

### 《参考：市町村地域生活支援事業の例》

#### 日中一時支援

障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や日常的に介護している家族へ一時的な休息を提供します。

#### 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある方に対し、外出のための支援を行います。

#### 日常生活用具 給付等

障害のある方などに対し、日常生活用具の給付や貸与を行います。

《注》どの事業を実施するかについては、地域の実情等に応じて市町村が判断します。このため、上記事業についても取り組んでいない市町村があります。

### 市町村地域生活支援事業 実施状況 (市町村名： )

事業名	事業内容

※市町村障害児福祉窓口の方は、お子さんが利用可能な事業について上記にご記入ください。



≪メモ欄≫

お住まいの市町村で利用可能な支援について記録する際にお使いください。

支援名	事業所等名	電話番号	住 所	備 考
3ページ ピンク色の支援	児童発達支援			
	放課後等 ディサービス			
3~4ページ 青色の支援	短期入所 (ショートステイ)			
3ページ オレンジ色の支援	日中一時支援			

